

基本理念の改定にあたって

【改正法】 第1条 目的（該当部分のみ抜粋）

「こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにする」と明記

【改正法】 第3条 基本理念（該当部分のみ抜粋）

第2項（新設）

「貧困により、こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」ことを明記

第4項（新設）

「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことを明記

第5項

「こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進されなければならない」ことを明記

【こども大綱】 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

（4）こどもの貧困対策（該当部分のみ抜粋）

地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援を進める。どのような状況にあるこどもであっても、こうした支援を届けることにより、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることは、まずもって一人一人の豊かな人生を実現することにつながる。